



紫陽花と葵

NAO Letter

N
A
O
税
理
士
法
人

編 集 発 行 人
代 表 社 員
高 井 直 樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

6月

(水無月) JUNE

日	・	10	24
月	・	11	25
火	・	12	26
水	・	13	27
木	・	14	28
金	1	15	29
土	2	16	30
日	3	17	・
月	4	18	・
火	5	19	・
水	6	20	・
木	7	21	・
金	8	22	・
土	9	23	・

6月の税務と労務

- | | |
|--|--|
| <p>国 税／5月分源泉所得税の納付
6月11日</p> <p>国 税／所得税の予定納税額の通知
6月15日</p> <p>国 税／4月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
7月2日</p> <p>国 税／10月決算法人の中間申告
7月2日</p> <p>国 税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)
7月2日</p> | <p>地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
市町村の条例で定める日</p> <p>労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
支払後5日以内</p> <p>労 務／児童手当現況届(市町村役場に提出)
7月2日</p> |
|--|--|

ワンポイント 民泊新法の施行

一般住宅に有料で旅行者等を泊める「民泊」の営業ルールを定めた住宅宿泊事業法が6月から施行され、都道府県知事等に届け出た家主は、年間180日(泊)を上限に民泊営業が可能となります。なお、一般的に個人が民泊により得た所得は、単なる不動産賃貸とは異なり、不動産所得ではなく雑所得となります。

A 鳥インフルエンザ vian influenza

鳥インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスがヒトや動物に感染して引き起こされる感染症です。インフルエンザウイルスは、大きくA型・B型・C型・D型の4つに分類され、近年世界的にヒトの間で流行しているのがA型とB型です。また、国内で冬季に流行するインフルエンザは、季節性インフルエンザと呼ばれます。

鳥インフルエンザは、鳥類に対して感染性を示すインフルエンザです。4種類のウイルスのうちA型が鳥インフルエンザの原因となりますが、野鳥から農場で飼育されている鶏に感染し、農場に感染が広がっていきます。農場の鶏の間で感染を繰り返すうちに、鶏に対して高い病原性を示すウイルスに変異することがあります。このように変異したウイルスは「高病原性鳥インフルエンザ」と呼ばれます。高病原性鳥インフルエンザに感染すると、高い確率で死亡することになります。

感染が確認されたら

国内で高病原性鳥インフルエンザに感染した鶏が発見された場合、家畜伝染病予防法に基づいて、発生した農場で飼育されている鶏の殺処分や、焼却・埋却、

消毒、移動制限区域や搬出制限区域の設定などの防疫措置が実施されます。

移動制限区域は、鳥インフルエンザが発生した農場から半径3km以内の区域が設定されます。この区域では、生きている鶏や鶏卵、鶏の死体や排泄物などを農場から外に移動することが制限されます。ただし、検査で陰性が確認された鶏卵については、一定の措置を講じることでGrading and Packingセンター（GPセンター）に出荷することは可能になります。防疫措置が完了してから21日間、新たに鳥インフルエンザの発生がないことが確認されると、移動制限区域は解除されます。

搬出制限区域は、鳥インフルエンザが発生した農場から半径3km～10kmの区域で設定されます。この区域では、生きている鶏や鶏卵、鶏の死体や排泄物などを区域内で移動することは可能ですが、搬出制限区域の外に搬出することが制限されます。移動制限区域と違う点は、生きている鶏や鶏卵については、一定の措置を講じることで移動制限区域や制限区域外のGPセンターに出荷することが可能になります。防疫措置が完了してから10日後に実施される移動制限区域内のすべての農場での検査で陰性が確認されると、搬出制限区

域が解除されます。

ヒトへの影響

鳥インフルエンザは、加熱すると感染性がなくなりますので、食品中にウイルスがあったとしても70℃以上に加熱してから食べれば、感染の心配はありません。なお日本では、ヒトが鶏肉や鶏卵を食べて鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていません。

鳥インフルエンザのヒトへの感染例としては、鳥インフルエンザに感染した鳥の羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、その鳥のフンや内臓に触れた手から鼻へウイルスが入ったりしたことが報告されています。また中国やパキスタン、タイなどでは、ヒトからヒトへ感染したことが疑われる事例が報告されています。日本では、鳥インフルエンザに感染した鶏の処分や施設などの消毒といった措置を徹底に行っていますので、通常の生活で感染した鳥と接触する可能性はほとんどありません。

自宅で鳥を飼っている場合、フンの片づけを早く行ったり、エサや水をこまめに取り換えたりすることが、感染を防ぐために大事なことです。もし飼っている鳥に感染が疑われる場合は、獣医師や自治体に相談してください。

障害者の就労支援の現状

厚生労働省が平成15年から23年の間に調査をしたところ、障害者の総数は約744万人で、そのうち18歳～64歳の在宅者である雇用施策対象者は約332万人います。このうち身体障害者は約124万人、知的障害者は約27万人、精神障害者は約181万人です。

これらの人が特別支援学校から一般企業へ就職する割合は約24.3%、障害福祉サービスへの移行が約64.7%でした。一方、障害福祉サービスから一般企業への就職は年間1%～3%にとどまっています。

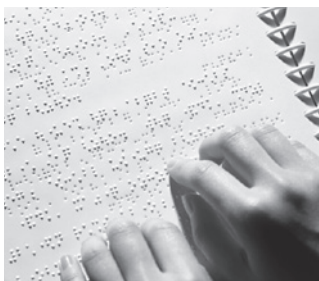
このような現状を踏まえて、障害者の地域における就労支援を進めるため、「就労移行支援」・「就労継続支援」という事業があります。

就労移行支援

就労移行支援事業は、一般就労を希望している障害者に対して、事業所内での作業訓練や就職後の職場定着支援などを実施する事業です。

事業所では、まず障害者の基礎体力の向上や集中力・持続力の習得、適性や課題の把握などが行われます。「基礎訓練期」と呼ばれる時期で、地域障害者職業センターによる職業評価といった専門的な支援を受けながら行われます。一定の訓練が行われると「実践的訓練期」に移行し、職業習慣の確立やマナー・挨拶・身なりなどの習得や職場見学などが行われます。そし

障害者の就労支援



て「マッチング期」に移行すると、ハローワークと連携しながら求職活動の支援やトライアル雇用の実施など、障害者が就職することができるよう活動が行われます。就職後は、職場訪問などによって障害者をフォローします。この時期には、地域障害者職業センターによるジョブコーチ支援などが行われ、職場定着を目指していきます。

就労継続支援

就労継続支援事業は、障害者に就労の機会を提供することや、生産活動などの機会を通して知識や能力の向上のために必要な訓練を障害者に提供する事業で、「雇用型」と「非雇用型」があり、雇用型はA型、非雇用型はB型とも呼ばれます。

「雇用型」は養護学校の卒業者や、離職した人などが対象で、雇用契約に基づいて働きながら、一般就労を目指しています。「非雇用型」は、年齢や体力面で一般就労が難しい人などが対象で、雇用契約を結ばずに就労の機会を提供しています。

雇用型と非雇用型の違いは、雇用契約の有無です。どちらの型であっても、工賃は支払われます。障害者にとっては、雇用型の方が安定した収入や各種保険の適用を受けることができるので、安心して職場訓練を行うことができます。事業者にとっては、人件費などの負担は増えるものの、雇用が安定するというメリットがあります。逆に非雇用型の場合は、リハビリや訓練が主な目的になりますので、生産活動には限界があります。

障害者雇用率制度

身体障害者や知的障害者が、一般労働者と同じ水準で常用労働者となり得る機会を与えるために、障害者を法定雇用率以上の割合で雇用することが、事業主に義務付けられています。この法定雇用率が、平成30年4月1日から引き上げられています。

今まで民間企業では、法定雇用率が2.0%でした。これが平成30年4月1日から2.2%に引き上げられています。さらに平成33年4月までに0.1%引き上げられ、法定雇用率は2.3%になります。また、対象となる事業主は、従来は従業員50人以上でしたが、平成30年4月1日からは、従業員45.5人以上に対象が広がったことも注意が必要です。対象となる事業主は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告する必要があります。

紙オムツを 下水道に流す社会実験

子育てや高齢者の介護を行っている家庭では、使い終わった紙オムツの処分やにおい対策が負担になっています。そこで国土交通省は、使い終わった紙オムツを下水道に流して捨てられないか、検討を開始しました。

2018年1月には第1回の検討会が開催されました。ここでは、紙オムツを下水道に流すことについてのロードマップが示され、メリットやデメリット、下水道管理者の課題や技術面の検討などが行われました。紙オムツの処理方法としては、「固形物分離タイプ」「破砕・回収タイプ」「破砕・受入タイプ」の3つの方法が示されました。

固形物分離タイプは、トイレ個室内に設置された専用の分離装置で使用済みの紙オムツから汚物を分離させて、紙オムツはゴミとして回収する方法です。この方法は、

紙オムツをゴミとして出すときまでの悪臭やゴミの重量が軽減されるメリットがあるものの、紙オムツのゴミ出しやそれまでの保管が必要になります。

破砕・回収タイプは、使用済み紙オムツを専用の破砕装置で破砕し、建物外への分離・回収装置で固形物のみ分離してゴミとして回収する方法です。この方法は、使用済み紙オムツの保管やゴミ出しの必要がないというメリットがありますが、破砕装置や分離・回収装置の維持管理が必要になります。

破砕・受入タイプは、使用済み紙オムツを専用の破砕装置で破砕し、そのまま下水道に流す方法です。この方法も破砕・回収タイプと同様に使用済み紙オムツの保管やゴミ出しの必要がありません。また分離・回収装置の維持管理も必要ありません。しかし、下水道施設や水環境への影響を十分に評価する必要があります。

国土交通省では、2021年度を目途に紙オムツを下水道に流すことを認めるかどうか判断することとしています。

花粉症

花粉症といえば春先のイメージがありますが、実際には夏から秋にかけて花粉症を発症することもあります。目鼻のアレルギー様症状があった人について、発症する時季を調査したところ、春頃が約六〇%と最も高く、ついで冬と春の約二五%でした。一方、夏と秋と答えた人も五%程度あり、この時期にも花粉症が発症している実態が伺えます。

夏と秋の花粉症の原因物質は、イネ科のカモガヤやハルガヤ、キク科のブタクサやヨモギなどの花粉です。また夏から秋にかけては、ゴキブリやガなどの昆虫アレルギーが最も多くなる季節です。これらの死がい花粉状になったものを吸入することでアレルギー性鼻炎が引き起こされることもあります。

eスポーツ

スポーツという言葉は、日本では運動や体育といった意味で使われていますが、欧米では「楽しむ」や「競技」といった意味があります。

eスポーツとはエレクトロニックスポーツの略で、電子機器を用いて行う娯楽や競技、スポーツ全般のことをいいます。欧米では1990年代にプロ化が始まり、インターネットの普及によってゲームのスポーツ化が加速しました。今では賞金総額が10億円を超える大会も開催されています。

日本では、2007年にeスポーツ日韓戦が開催されるなど、少しずつ認知され始めています。2018年1月にはeスポーツに関係する様々な団体が統合し、一般社団法人日本eスポーツ連合(JeSU)が発足しました。JeSUでは、競技人口の拡大や中学・高校での部活動の設立支援などの活動を行っています。